

こどもへの法的支援促進案（ラフスケッチ）

1. 子どもの手続代理人弁護士制度

子どもが家庭裁判所の調停・審判に参加（当事者・利害関係者）するのを
弁護士がサポートする制度

面会交流や監護者指定の調定・審判、親権喪失・停止の審判
親権者指定・変更の調定・審判、未成年後見に関する審判
養子縁組許可の審判・離縁の調定等

【課題】

制度の知名度が低い、裁判所への手続が複雑、保護者または本人の費用負担有

2. 子どもに対する法律援助（日弁連法律援助事業）

人権救済を必要とするが親等の協力を得られない20歳未満のこどもを対象として、
行政手続代理や訴訟代理等の弁護士費用を依頼者に代わり支払う制度

手続きの説明
意思表示の援助
こどもへの相談支援
関係者との連絡調整等
**こどもの利益を
目指した支援**

【法的支援を行うことにより期待される効果】

- ・ 法的支援を必要とするこどもへ制度案内及び弁護士会との連携（制度利用支援）を行うことにより、利用を希望する対象者がスムーズに活用できる
- ・ 法的対応を要する課題を抱えるこどもに法的支援による解決を図ることで、グリ下への流入防止へつなげる